

下関市上下水道局請負工事監督要綱

(趣旨)

第1条 下関市上下水道局会計規程(平成26年上下水道局規程第3号)に基づく請負工事(以下「工事」という。)の監督は、法令等に定めのある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 監督 工事に係る契約(以下「契約」という。)の適正な履行を確保するため、工事過程において工事現場における立会い、工程の管理、工事又は工事材料の検査等を行うことにより、契約の相手方(以下「受注者」という。)の契約の履行を監理すること。

(2) 工事担当課所 契約の履行を主管する課所

(3) 工事担当課所長 契約の履行を主管する課所長

(4) 監督職員 総括監督員、主任監督員及び一般監督員を総称したもの

(5) 総括監督員 主任監督員及び一般監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者

(6) 主任監督員 一般監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者

(7) 一般監督員 一般監督業務の掌理を行う者

(8) 契約図書 契約書及び設計図書

(9) 設計図書 別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書

(監督職員の業務)

第3条 監督職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議

- (2) 契約図書に基づく工事の実施のために受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施
 - (4) 関連する2以上の工事の工程その他の事項の必要な調整
 - (5) 契約図書に基づき必要があると定められた工事についての施工記録の確認
 - (6) 受注者の現場代理人、主任技術者、下請負人等が工事施工について著しく不相当であると認められる場合の工事担当課所長への報告
 - (7) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認められた場合における、工事事故報告書（様式第1号）による工事担当課所長への報告
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、契約図書に定められた事項の処理に関すること
- （監督職員の選任）

第4条 監督職員は、工事の請負契約ごとに工事担当課所長が選任しなければならない。

- 2 前項の監督職員の選任は書面により行う。監督職員を変更する場合も同様とする。
- 3 総括監督員には工事担当課所の課所長補佐以上の職にある者を、主任監督員には工事担当課所の係長又はこれに準ずる職にある者を、一般監督員にはその他の工事担当課所職員をもって充てるものとする。
- 4 予定価格5,000万円以上の工事においては、総括監督員を置かななければならない。予定価格5,000万円未満の工事においても、工事担当課所長が必要と認める工事については、総括監督員を置くことができる。

（監督職員の通知）

第5条 工事担当課所長は、監督職員を選任又は変更したときは、監

督職員の選任・変更通知書（様式第2号）により受注者にその氏名を通知しなければならない。

- 2 工事担当課所長は、監督職員を選任又は変更したときは、総務課長にその氏名を通知しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。